

相続トラブル回避へ

来年1月の相続税改正を前に、相続への一般的な関心が高まっている。そんな今、「相続診断士」なる新資格が登場した。その内容と経緯を発起人に聞いた。



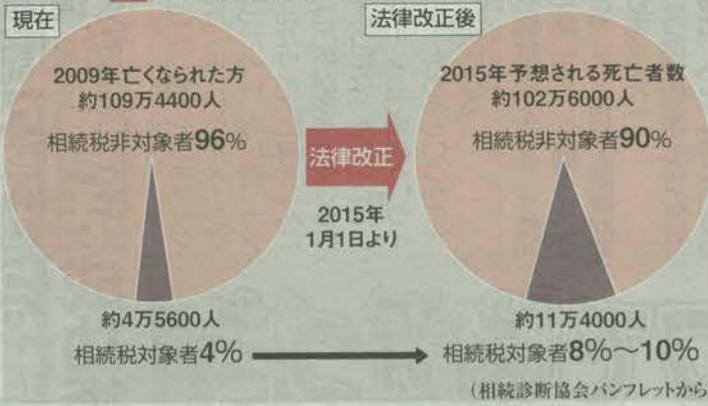
迫る「相続税改正」

誰もが関係するはずの「相続」。ただ、人の死が前提なのでどうしてもネガティブなイメージがあり、積極的に話したり対応することに気後れしてしまいがちだ。

しかし、来年1月に相続税法が改正されることとなり、ひとごとではない人たちが増えているのも事実。大きな変更点は、基礎控除額が従来の5000万円から3000万円

この改正により、新たに相続での課税対象となる額は倍増するものとみられている。増すものとなれば、なんらかの手を打たなくてはならないが、一般的には弁護士や税理士などの専門家に依頼することになる。しかし、普段からあまり関係のないこうした「土業」の事務所を足す運ぶのも気が引けるもの。そうしたうちには時機を逸してしま

図 相続市場の実状と今後の環境の変化



「相続税としてさまざまな相続の事例を見てきましたが、事前に対策をしていればトラブルを防げるものがあった。しかし、弁護士などの専門家に相談するのは敷居が高い。どうすればうまくいくのか、を考えた末に思いついたのが新しい資格づくりでした」と語るのは、「相続診断士」の生みの

新資格 相続診断士

2015年1月1日より 相続税法改正

笑顔相続

「大相続時代」に備える新資格登場!
相続診断士



業務内容と登場の経緯

なぜ「相続診断士」?



「税理士としてさまざまな相続の事例を見てきましたが、事前に対策をしていればトラブルを防げるものがあった。しかし、弁護士などの専門家に相談するのは敷居が高い。どうすればうまくいくのか、を考えた末に思いついたのが新しい資格づくりでした」と語るのは、「相続診断士」の生みの

親でもある一般社団法人・相続診断協会(JIDA)の小川実代表理事(50)写真上。

小川さんは税理士法人「HOPグループ」代表として「ワンストップサービス」を掲げ活動してきたが、そのなかでも相続にからむ弁護士や行政書士などとの交流のなかから、リスク回避のための生前相続の必要性を痛感していたという。

そして同協会を設立、2011年12月に新資格「相続診断士」を発足させた。

この相続診断士、民間資格ながら発足2年半で1万数千人の資格取得者を出すなど、注目度が高まっている。

「保険関係、不動産、金融関係などの業界の方の受験者が多いですね。みなさん、実務で相続がらみの事例を抱えることが多いので、そうしたときに「相続診断士」の肩書があると、仕事がスムーズに運べると好評です」と小川さん。

その他にも個人レベルで資格取得し、事務所を開設するなど「新ビジネス」にもつなげる人もいるという。それだけ相続に関する「アドバイザー」的な存在が期待されている時代だということなのだ。



資格を取ると得られる認定証と認定証カード。試験はCBT方式(コンピュータ利用)のため全国各地で1年中行われる。受験に関する詳細は同協会ウェブ (<http://souzokushindan.com/examination/>)

「相続」をポジティブに

同協会が行う活動は相続診断士試験だけではない。

「相続が『争族』にならないよう、笑顔相続の道先案内人」として相続診断士がいるのですが、同時に相続に対する正しい知識とアプローチができるよう、みなさんにさまざまな周知活動もおこなっているんです(小川さん)。

具体的には各種のセミナー開催、自作成の「エンディングノート」配布、楽しく学べるための「相続落語」公演会などだ。

「相続税つんぬんと言いますが、相続税改正後に課税されるのは1割程度。圧倒的多数が相続税とは関係ないんです。じゃあ、それらの人は問題がないかというところではない。グラフ。少ない遺産でも、その配分をめぐって争いが起きるのだ。」

大切なのはつい目をそらしがちな「相続」をポジティブにとらえ、生前からみんなが準備しておけば円満解決につながる、ということ。「相続診断士」も、そうした考えから生まれたものだといえるだろう。

相続税改正は、トラブルを未然に防ぐという「気づき」を得るよいきっかけになりそうだ。相続診断士はそれをサポートする重要な役割を担っている存在なのだ。

「相続」をポジティブに

「相続」をポジティブに

「相続」をポジティブに

